

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

特別条項付 36 協定(さぶろくきょうてい)の再確認を！

事業主が、従業員に時間外労働や休日に労働をさせたい場合は、まず、従業員との間に協定書(36協定)を結ばなければなりません。その上で、協定書の届を管轄の労働基準監督署に提出をします。許可をされれば、時間外や休日に従業員に働いてもらうことができます。つまり、36協定の1か月の労働時間の限度時間は、45時間で、1年間では、360時間を限度まで働いてもらうことができます。しかしながら、臨時的に限度時間を超えて時間外労働を行わせなければならない特別の事情が予想される場合には、特別条項付き協定を締結することによって1か月45時間・1年間360時間の限度時間を超える時間を延長することができます。

それを特別条項付き協定といいます。

その協定にはいくつかの要件を備えていなければなりません。

①「特別の事情」は「臨時的なもの」に限られます。

「臨時的なもの」とは、一時的又は突発的に時間外労働を行わせる必要があるものであり、全体として年の半分を超えないことが見込まれるものを指します。

(平成15年10月22日基発 第1022003号より)

限度時間を超えて時間外労働を行わせなければならない特別の事情は、限度時間以内の時間外労働をさせる必要のある具体的事由よりも限定的である必要があります。

「特別の事情」の例

〈臨時的と認められるもの〉

●予算、決算業務 ●ボーナス商戦に伴う業務の繁忙 ●納期のひっ迫 ●大規模なクレームへの対応 ●機械のトラブルへの対応

〈臨時的と認められないもの〉

●(特に事由を限定せず)業務の都合上必要なとき ●(特に事由を限定せず)業務上やむを得ないとき
●(特に事由を限定せず)業務繁忙なとき ●使用者が必要と認めるとき ●年間を通じて適用されることが明らかな事由

②原則としての延長時間を延長する場合に労使の手續について定める必要があります。

③延長する一定期間を定めます。

- ④限度を超える時間外労働に対する割増賃金率を協定する。（25%を超えるように）
 ⑤届出の方法は、特別条項に関する労使協定書の写しを添付するか、又は、36協定届の余白に記載します。

以上を加味して36協定届の余白の具体例を示します。

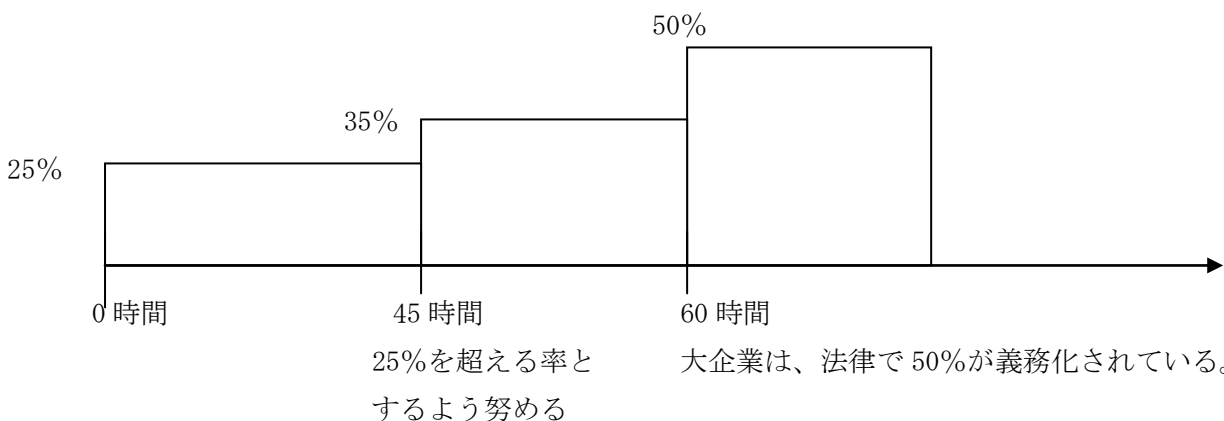
(注)(60・450)時間は、臨時的な受注の増大や集中によって納期がひっ迫したときには、労使の協議を経て、6回を限度として、1か月についての延長時間を60時間、1年についての延長時間を450時間までとすることができる。
 この場合の割増賃金率は、1か月45時間を超えた場合又は、1年360時間を超えた場合は35%とする。

60とは、1箇月の時間外労働を60時間まで延長させる。60は、事業主と従業員が任意に設定したもの。450とは、年間の労働時間を450時間に延長させる。という意味です。

$60 \text{ 時間} \times 6 = 360 \text{ 時間}$

$450 \text{ 時間} - 360 \text{ 時間} = 90 \text{ 時間} = 6 \times 15 \text{ 時間}$

つまり、6箇月（臨時的な受注の増大や集中によって納期がひっ迫したとき）以外の月は、時間外労働の時間数は15時間を考えているとすることができる。



事業主や従業員にとっては、厚労省の平成28年度過重労働解消キャンペーンの重点監督の実施結果の公表にもあるように、労基法だけでなく、労安法にも注意を向けることが大切です。

時間外労働・休日労働時間が月100時間を超える場合は、医師による面接指導の実施
 々 月80時間を超える場合は、医師による面接指導の実施の努力義務
 が、事業主に課せられています。（この場合の時間数は、時間外労働と休日労働を含めています。）

先日、ある法律事務所が主催する労働法のセミナーに参加してきました。

内容的には、まあまあでありましたが、セミナーが実施されている部屋の蛍光灯が一本切れていたことに、大変気になっていました。そこで、

このセミナーを主催している法律事務所の職員Kに話すと、「そうなんですよ。私も一週間前から気づいていたんですよ。」という回答が返ってきました。

その回答を聞いて、私は、----。（その言い方は、ないだろう。君自身、法律事務所を経営している一人という自覚が欠落しているのではないか。と思った。）